

# 大阪市立瓜破北小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日（平成26年4月1日制定）

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「豊かな心を持ち、めあてを持って意欲的に学ぶ子ども」を育成するために「瓜破北小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指すために、以下の3点を本校の基本方針とする。

- ① 教職員・児童の意識改革を行い、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに努める。
- ② いじめの未然防止・早期発見のため、「子どもの様子」交流会を中心にすべての教職員で常に児童の状況把握に努める。
- ③ 認知したいじめ事象に対しては、解消に向けて家庭や地域、いじめの防止等に関係する機関とも連携し、組織的に対応する。

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識をもち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。また、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。

### (1) 授業改善について

- ① 授業を担当するすべての教員が公開授業を行って、互いの授業を参観しあう機会を作り、わかる授業づくりを進める。全ての教育活動において「読む、書く、聞く、話す」等の言語力を育成し、学力向上を図る。

- ② チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導を徹底し、学級規律・学習規律を確立する。
- ③ グループ活動、班活動などを積極的に取り入れたり、教材教具を工夫したりして、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、主体的・対話的で深い学びに向かう力を育成する。

## (2) 自尊感情を高めるために

- ① 集団づくりのため、縦割り班でのオリエンテーリング、異学年での交流給食・交流活動等を積極的に行う。
- ② 地域との交流や社会体験活動を計画的に行い、社会性や豊かな情操、道徳心を育成する。
- ③ クリーンキャンペーンなどの奉仕活動に進んで参加し、自尊感情を高める。

## (3) いじめを許さない・見逃さない環境づくり

- ① 「いじめについて考える日」「いのちについて考える日」の取り組みをもとに、人間関係のトラブルが起きやすい年度始めや学期始めなど、どの学年でも、どの学級でも「いじめは絶対に許されない」ことや「何がいじめなのか」を必ず指導するとともに、折に触れて、指導を継続する。
- ② 命の大切さについて考えさせて、何があっても、いのちを第一に考えて大切にすることが必要であることを伝える。
- ③ 自分と相手との感じ方のちがいやズレがいじめにつながることを認識し、人間関係の小さなトラブルでも見逃さず、ていねいに指導する。
- ④ 定期的ないじめアンケートの実施（年3回）や日常の児童観察・問題把握により、いじめの正確な認知を行い、指導を継続する。
- ⑤ 情報モラルを守る指導などを行い、SNS や情報モラルに関する取り組みを行う。

## 4. いじめの早期発見についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童に気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋等に簡単にメモし、情報を教職員が共有できるようにする。

- ② 出席を取るときに一人一人の顔を見て声を聞くなど、今まで当たり前に行っていたことを意識的に行い、積極的に子どもの変化に気づくようにする。
- ③ 保健室の様子を聞いたり、保護者に家庭で気になった様子はないか聞いたり、積極的に情報を得る。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども相談センター、平野区の子育て支援室、区こどもサポートネット、要保護児童対策地域協議会（要対協）など、外部機関と積極的に連携し、いじめ相談窓口については常に周知しておく。
- ⑤ 「こころの天気」を一日に一回は必ず活用するようにして、児童の心の変化や悩みなどに敏感に気づけるようにする。

## 5. いじめの早期解決についての取り組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童の課題も把握しながら指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、被害児童・加害児童ともに社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと判断した場合、いじめ事案を管理職に報告し、全教職員が団結して状況把握・問題解決に取り組む。
- ② 被害児童やその保護者への支援、加害児童やその保護者への助言については、迅速に教育的配慮のもと行うが、必ず組織として対応する。
- ③ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を考え、指導していく。
- ④ 家庭や地域と連携し、こども相談センター等の外部機関とも連携を深める。問題事案によっては、警察に対しても積極的に連携を図る。
- ⑤ ネット上のいじめに対しては『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用していく。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

**組織名** 「子どもの様子」交流会（定期開催）

構成メンバー【管理職・教務主任・学年代表・生活指導部長】

- ・毎月1回の開催とする。
- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の確認・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・「子どもの様子」交流会以外にも、必要に応じて、毎週の職員夕会や毎月の職員会議内でも児童の様子の報告と情報共有を行う。

**組織名** いじめ防止対策委員会（臨時）

構成メンバー【管理職・教務主任・学年代表・生活指導部長】

事案によっては学級担任、なかよし担任、養護教諭をメンバーに加える。

- ・いじめの疑いに係る情報があった場合に開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

**【年間計画】**

「いじめについて考える日」「いのちについて考える日」（5月）

「子どもの様子」交流会（8月を除く毎月）

児童対象いじめアンケート調査	年3回（6月・11月・2月）
アンケートからの学級担任による聞き取り調査	年3回（7月・12月・3月）
保護者対象学校生活アンケート調査	年2回（6月・2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だよりなどにより、いじめ防止のための情報発信・啓発を行っていく。
- ②学校協議会へいじめ防止に対する学校の取り組みを提案し、支援・協力体制を依頼する。
- ③いじめ防止対策委員会に、ケースによりスクールカウンセラーやこども相談センター、平野区の子育て支援室に参加要請をする。

(3) 取り組み内容の検証

- ①PDCAサイクルで行う。毎月の職員会議を含め、学期ごとに検証を行うが、2学期、3学期に関しては「運営に関する計画」と関連させて行う。
- ②いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安として維持していることを確認する。
- ③被害児童が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

## 7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ③ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童およびその保護者に対し、情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

### ※ いじめ発見の際の流れ

